

令和元年版

給与・退職所得の
源泉徴収事例集

法令出版

はしがき

所得税の納税者は、所得者すなわち支払を受ける受給者ですが、源泉徴収制度においては、所得の支払者がその所得を支払う際に所得税額（平成25年以降は復興特別所得税額を含みます。）を差し引いて国に納付することとされています。このため、所得の支払者である源泉徴収義務者は、その者の責任において源泉徴収制度に関する事務を行うことになり、負担も大きいものとなっていますが、同時に、所得者から所得税額を徴収するという意味でも非常に重要な事務となっています。

所得税の源泉徴収制度は、利子・配当・給与・退職等の各種所得、報酬・料金、非居住者所得など広範囲に適用されていますが、従業員や役員の給与・退職所得は多くの納税者にとって身近な所得であり、また、その支払者にとっては頻繁に支払が生ずることから、源泉徴収事務の中でも給与・退職所得に関する事務は大きな割合を占めています。

本書は、このような給与・退職所得の源泉徴収事務を担当する方々のために、給与・退職所得の源泉徴収に必要な法令・通達について一般的な解説を行うとともに、国税庁の発遣した「個別通達」、国税庁又は国税局の「事前照会に対する文書回答事例」、裁判所及び国税不服審判所の「判決・裁決事例」を掲載し、さらに実務上問題となる質疑事例を「Q & A」として数多く収録し、できるだけ分かり易く解説したものです。

本書が給与・退職所得の源泉徴収の実務に携わる皆様にとって執務の参考になれば幸いです。

なお、本書は、法令出版発行の「源泉所得税相談事例集」の姉妹編として平成25年に発刊され、今回、その後の改正等の見直しを行い、令和元年版として刊行することとなりました。

終わりに、本書の刊行の機会を与えていただいた法令出版(株)の鎌田順雄氏をはじめ、執筆に当たり終始ご協力をいただいた同社の関係者に心から敬意を表する次第です。

令和元年7月

著者 岡本勝秀

目次

第1章 総論	2
1 源泉徴収義務者.....	3
2 給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の納税地.....	3
3 源泉徴収をする時期.....	6
4 源泉徴収をした所得税等の納付.....	6
5 誤納額の還付.....	8
6 不納付加算税、延滞税.....	9
7 源泉徴収票の提出.....	10
8 災害被災者に対する救済.....	13
9 復興特別所得税.....	17
10 給与所得者の確定申告.....	21
(参考1) 個別通達	
○大工、左官等の建設労働者に支払う給与に対する源泉所得税の 取扱いについて(昭47.2.5 直法5-6、直所4-6).....	27
○源泉所得税及び復興特別所得税の不納付加算税の取扱いに ついて(事務運営指針)(平12.7.3 直法7-9ほか、最終 改正 平29.11.28 課法10-18ほか).....	30
○源泉所得税及び復興特別所得税の重加算税の取扱いに ついて(事務運営指針)(平12.7.3 直法7-8ほか、 最終改正 平29.11.28 課法10-17ほか).....	32
(参考2) 判決事例	
○破産管財人は、破産宣告前の雇用関係に基づく退職手当等の 支払に関し、「支払をする者」には含まれず源泉徴収の義務 を負わないとした事例(平成23年1月14日 最高裁第2小 法廷判決).....	36

- 給与等の支払者が給与等に係る強制執行を受けた場合でも、支払者はそれに係る源泉徴収義務を負うとした事例（平成23年3月22日 最高裁第3小法廷判決）……………37
- 所得税法120条1項5号にいう「源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額」の意義及び申告所得税額の計算に当たり源泉所得税の過不足の清算を行うことの適否（平成4年2月18日 最高裁第3小法廷判決）……………38
- 返還した退職金に係る源泉所得税の還付請求権は、時効により消滅したということとはできないとされた事例（平成29年9月21日 名古屋地裁判決）……………39

Q & A

【源泉徴収義務者の取扱い】

- 1-1 家事使用人に支払う給与についての源泉徴収……………41
- 1-2 親会社の派遣従業員の報酬を親会社に支払う場合の源泉徴収……………42
- 1-3 仮処分判決に基づく支払金に対する源泉徴収……………42

【源泉徴収をする時期の取扱い】

- 1-4 支払が遅延した場合の源泉徴収の時期……………43

【納付の取扱い】

- 1-5 就航中の船員の給与から徴収する所得税の納付時期……………44
- 1-6 納付税額がないときの税務署への報告……………44

【誤納額の還付の取扱い】

- 1-7 支給額の過払を是正した場合の税額の是正……………45

【不納付加算税・重加算税・延滞税の取扱い】

- 1-8 不納付加算税の軽減……………46
- 1-9 不納付加算税の不適用……………47
- 1-10 重加算税の徴収……………48
- 1-11 基本税額が少額な場合の延滞税の切捨計算……………48

【源泉徴収票の提出の取扱い】

- 1-12 源泉徴収票等を光ディスク等により提出する場合……………50

- 1-13 情報交換に関する租税条約を締結している国……………51
- 1-14 給与の源泉徴収票と給与支払報告書の提出不要限度額……………52

【災害減免法の適用】

- 1-15 災害減免と雑損控除……………53

【復興特別所得税の取扱い】

- 1-16 納付税額の端数処理……………55
- 1-17 復興特別所得税の年末調整……………55
- 1-18 退職所得に対する復興特別所得税……………55
- 1-19 税引手取額からのグロスアップ計算……………57
- 1-20 還付請求……………57
- 1-21 限度税率を適用した場合の納付書……………58
- 1-22 法定調書の記載……………58

【給与所得者の確定申告】

- 1-23 還付を受けるための確定申告書の提出期限……………59
- 1-24 中途退職者の税額の精算……………59
- 1-25 海外で納付した所得税相当額の控除を受ける手続……………60
- 1-26 国外財産調書の提出……………61
- 1-27 国外転出時課税制度の概要……………63
- 1-28 国外転出時課税制度の対象者、対象資産……………64

第2章 給与所得の範囲等…………… 66

- 1 給与所得の範囲……………66
- 2 手当等の取扱い……………67
- 3 ストックオプションの行使による経済的利益……………70
- 4 譲渡制限付株式の交付を受けたことによる経済的利益等……………71

（参考1）個別通達

- 大学の教授等が支給を受ける研究費等に対する所得税の取扱いについて（昭33.8.20 直所2-59）……………73
- 生命保険会社が支部長等に支払う報酬等にかかる源泉所得

税の取扱いについて（昭46.11.11 直所4-12）……………74	該当しないとされた事例（昭和58年12月6日 最高裁第3小法廷判決）…………… 110
○大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の 取扱いについて（平21.12.17課個5-5、平22.6.18 課個5-1改正）……………75	○ストックオプションの権利行使益は給与所得に当たる とされた事例（平成17年1月25日 最高裁第3小法 廷判決）…………… 111
（参考2）事前照会に対する文書回答事例	○麻酔科医が各病院から受ける報酬は給与所得に当たる とされた事例（平成24年9月21日 東京地裁判決）…………… 111
○厚生年金保険の標準報酬月額を会社が誤って低く届け出た ことによって減額される老齢厚生年金相当額を会社から 補償金として受領する社員等の課税関係について （平成23年10月5日 東京国税局審理課長回答）……………78	○非常勤講師報酬は給与所得に当たるとされた事例 （昭和48年10月8日 裁決）…………… 113
○中途解任した役員に支払う会社法第339条第2項に 基づく損害賠償金に対する源泉徴収の要否について （平成24年11月28日 名古屋国税局審理課長回答）……………80	○非常勤医師報酬は給与所得に当たるとされた事例 （昭和59年5月24日 裁決）…………… 113
○従業員持株会を利用した信託型インセンティブプランに 係る税務上の取扱いについて（平成24年4月17日 東京国税局審理課長回答）……………82	○キャバクラ店を営む原告がホステスに支払う 報酬は給与所得に該当し、源泉徴収義務があると された事例（平成25年4月16日 東京地裁判決）…………… 114
○従業員等に付与していたストックオプション（取得条項付 新株予約権）を有償取得する場合の課税関係について （平成25年2月22日 東京国税局審理課長回答）……………91	○本件債務免除益は債務を弁済することが著しく困難で あるとはいえず、給与等の金額に算入すべきであると された事例（平成29年2月8日 広島高裁判決）…………… 115
○職務発明による特許を受ける権利を使用者に原始的に帰属 させる制度を導入した場合の「相当の利益」に係る税務上 の取扱いについて（平成29年1月27日 名古屋国税局審 理課長回答）……………95	○親会社から付与されたファントム・ストック・アプリ シエーション・ライトに係る経済的利益は、給与所得 に該当するとした事例（平成15年2月28日 裁決）…………… 116
○町が町内の私立保育所に勤務する保育士等に対して支給 する助成金の課税上の取扱いについて（平成30年5月 28日 広島国税局審理官回答）…………… 104	○発行法人がその役員に対して割り当てた新株予約権は、 有利な発行価額により新株を取得する権利に該当する とした事例（平成24年3月15日 裁決）…………… 116
（参考3）判決・裁決事例	○請求人の取締役が請求人から不正に取得した金員は、 請求人が支給した給与等には該当しないとされた事例 （平成30年5月7日 裁決）…………… 117
○弁護士の顧問料収入は給与所得ではなく事業所得に 当たるとされた事例（昭和56年4月24日 最高裁 第2小法廷判決）…………… 108	
○勤続10年定年制により受給する退職金は退職所得には	
	Q & A
	【委嘱料等の取扱い】
	2-1 医師等が支給を受ける休日診療等の委嘱料…………… 119
	2-2 派遣医が支給を受ける報酬…………… 119

【発明報償金等の取扱い】

2-3 発明、考案等に対する報償金	121
2-4 有益な提案をした者に対する表彰金	122
2-5 災害防止に功績のあった者に支給する表彰金	123
2-6 善行者及び皆勤者に支給する表彰金	123
2-7 退職後にストックオプションを行使した場合の利益	124
2-8 金銭の払込みに代えて債権をもって相殺する ストックオプション	124
2-9 吸収合併により消滅会社のストックオプションに 代えて存続会社から交付されるストックオプション	125
2-10 スtockオプション契約の内容を税制非適格から 税制適格に変更した場合の取扱い	126
2-11 外国親会社等が国内の役員等に供与等をした 経済的利益に関する調書	127

第3章 非課税とされる給与 130

1 通勤手当等	130
2 旅費	132
3 職務上必要な給付	134
4 宿日直料	135
5 夜間勤務者の食事代	135
6 交際費等	136
7 結婚祝金品等	136
8 葬祭料、香典、見舞金等	136
9 死亡した人の給与	136
10 労働基準法等の規定による各種補償金	137
11 学資金等	137
12 在外手当（在勤手当）	139

(参考1) 個別通達

○着後滞在費に対する所得税の取扱いについて （昭29.6.12 直所2-73）	140
○国内において勤務する外国人に対し休暇帰国のための 旅費として支給する金品に対する所得税の取扱い （昭50.1.16 直法6-1）	141
○国立病院等の医師等に支給される宿日直手当に対する 所得税の取扱いについて（昭53.3.1 直法6-8）	141
○深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭に 対する所得税の取扱い（昭59.7.26 直法6-5）	147
○単身赴任者が職務上の旅行等を行った場合に支給される 旅費の取扱い（昭60.11.8 直法6-7）	147
○所得税法施行令第20条の2に規定する「非課税と される通勤手当」について（平元.3.10 直法6-3）	148
○事業主が従業員等の研修に要する費用を負担した 場合における課税上の取扱いについて（平元.3.10 直所3-6、直法6-5）	148
○船舶保証技師が支給を受ける航海日当に対する 所得税の取扱いについて（昭37.8.8 直審(源)9）	152
○海上自衛隊所属船舶乗組員に支給される航海日当に対す る所得税の取扱について（昭38.12.17 直審(源)77）	154
○乗船中の船員が支給を受ける「家族呼寄費」に対する 課税上の取扱いについて（通知）（平12.6.20 課審3-12）	157

(参考2) 事前照会に対する文書回答事例

○ノー・マイカーデー制度を利用する従業員等に対し、 通勤手当に加えて通勤用定期乗車券が別途支給される 場合の非課税となる通勤手当の限度額の取扱いについ て（平成22年7月23日 仙台国税局審理官回答）	161
○県から奨学金の貸与を受けた医学生が医師免許取得後 県内の医療機関に一定期間従事することによりその返	

還及び利息の支払に係る債務を免除された場合の課税 関係について……………	165	3-4 近距離であるが自動車通勤せざるを得ない障害者に 支給する通勤手当……………	190
○貸与制から給付制への移行に伴い奨学金返済債務が 免除された場合等の税務上の取扱いについて（平成 29年11月21日 東京国税局審理課長回答）……………	169	3-5 非課税限度額を超えるマイカー通勤手当……………	191
○乗船中の船員が支給を受ける航海日当に対する所得税 の取扱いについて（平成25年6月17日 国税庁課税 部審理室長回答）……………	175	3-6 定期乗車券と自転車通勤手当の支給……………	191
○災害派遣手当の所得税の取扱いについて（平成25年 12月9日 国税庁課税部審理室長回答）……………	181	【旅費の取扱い】	
（参考3）判決・裁決事例		3-7 旅行について通常必要であると認められる 旅費の範囲……………	193
○会社が従業員を短期大学に入学させてその費用を 負担することは、従業員の給与所得を構成すると された事例（昭和44年12月25日 東京地裁判決）……………	185	3-8 計画停電等により通勤交通機関が利用できない 者に支給するタクシー代等……………	193
○休暇帰国のための旅費は非課税とされた事例（昭和 49年3月12日 裁決）……………	185	3-9 親会社の役員兼子会社の役員に支給する出勤の ための費用……………	194
○給与のうち単身赴任費相当額又は通勤費相当額は 非課税とはされないとされた事例（平成11年9月 27日 裁決）……………	186	3-10 家族移転助成費……………	
○非常勤医師等に支給された出勤手当によりタクシーを 利用した場合、出勤手当は給与所得に該当するとされ た事例（平成28年11月9日 高松地裁判決）……………	187	3-11 出張により取得したマイレージポイント……………	195
○請求人の負担した代表者が青年会議所の会議等に出席す るための交通費、宿泊費及び日当は、代表者に対する給 与に該当するとした事例（平成27年7月28日 裁決）……………	187	3-12 非常勤の役員等に支給する出勤のための費用……………	196
		3-13 単身赴任者の帰宅旅費……………	197
		3-14 外国人が休暇帰国（ホームリーブ）のために 要する旅費負担……………	199
		3-15 時間外勤務が深夜におよぶ場合のホテル代……………	200
Q & A		【宿日直料の取扱い】	
【通勤手当等の取扱い】		3-16 1週間以内に代日休暇をとらなかった者に 追加して支給する宿日直料……………	201
3-1 新幹線で通勤した場合の取扱い……………	189	3-17 時間外勤務手当と同様に計算する宿直料……………	201
3-2 通勤用バス回数券……………	189	3-18 食事を併給している場合の宿直料……………	202
3-3 従業員の転居に伴う定期券の二重支給……………	190	3-19 土曜日の宿直につき増額された宿直料……………	202
		3-20 交通ストに伴い支給する宿日直料等……………	203
		【交際費等の取扱い】	
		3-21 役付者に支給する交際費……………	204
		【結婚祝金品等の取扱い】	
		3-22 労働協約に基づく慶弔金……………	205

【見舞金等の取扱い】

- 3-23 被災従業員等に対する社宅の無償貸与…………… 206
 3-24 被災状況に応じた災害見舞金の支給…………… 206

【各種補償金の取扱い】

- 3-25 条例に基づき支給する「失業者の退職手当」…………… 208
 3-26 定年前退職者等に支給する転進助成金…………… 209
 3-27 労働基準法の規定により支払う補償金…………… 209

【学資金等の取扱い】

- 3-28 従業員の子供のために支給する学資金…………… 211
 3-29 修学のための学校の範囲…………… 212
 3-30 通常の給与に加算しない学資金の給付…………… 212
 3-31 「特別の関係がある者」でもある使用人が
 給付を受ける学資金…………… 213
 3-32 奨学金の返済に充てるための給付…………… 213
 3-33 採用内定者に貸与又は支給する学資金…………… 215

第4章 現物給与とその評価…………… 216

- 1 現物給与に対する課税上の取扱いの概要…………… 216
 2 永年勤続者記念品等の支給…………… 218
 3 創業記念品等の支給…………… 219
 4 商品、製品等の値引販売…………… 220
 5 食事の支給…………… 220
 6 制服等の支給…………… 222
 7 寄宿舎の電気料等の使用者負担…………… 222
 8 金銭の無利息貸付け等…………… 223
 9 住宅取得資金の貸付け等の特例（旧法）…………… 224
 10 用役の提供等…………… 227
 11 技術の習得等をさせるために支給する金品…………… 227
 12 レクリエーションの費用の負担…………… 227

- 13 生命保険料・損害保険料等の負担…………… 229
 14 役員又は使用人の行為に基因する損害賠償金等の負担…………… 232
 15 ゴルフクラブの入会金等の負担…………… 233
 16 レジャークラブの入会金等の負担…………… 234
 17 ロータークラブ及びライオンズクラブの
 入会金等の負担…………… 234
 18 社交団体の入会金等の負担…………… 235
 19 住宅等の貸与…………… 235

(参考1) 個別通達

- 永年勤続記念旅行券の支給に伴う課税上の取扱い
 について（昭60.2.21 直法6-4）…………… 242
 ○所得税基本通達36-30（課税しない経済的利益
 ……使用者が負担するレクリエーションの費用）
 の運用について（昭63.5.25 直法6-9、平元
 直法6-2・平5課法8-1改正）…………… 244
 ○法人税の借地権課税における相当の地代の取扱いに
 ついて（平元.3.30 直法2-2、平3課法2-4改正）…………… 245
 ○消費税法の施行に伴う源泉所得税の取扱いについて
 （平元.1.30 直法6-1、平9課法8-1・平26課法
 9-1改正）…………… 246
 ○法人又は個人事業者が支払う介護費用保険の保険料の
 取扱いについて（平元.12.16 直審4-52）…………… 248
 ○法人が契約する個人年金保険に係る法人税の取扱いに
 ついて（平2.5.30 直審4-19）…………… 251
 ○会社役員賠償責任保険の保険料の税務上の取扱いに
 ついて（平6.1.20 課法8-2）…………… 253
 ○新たな会社役員賠償責任保険の保険料の税務上の
 取扱いについて（情報）（平28.2.24 国税庁個人
 課税課情報第2号・法人課税課情報第1号）…………… 256
 ○使用者が役員に貸与した住宅等に係る通常の賃貸料の

額の計算に当たっての取扱いについて（平7.4.3 課 法8-1）	258
（参考2）判決・裁決事例	
○医療法人の理事長が同医療法人から借り入れた金銭に 係る支払利息について、通常支払うべき利息との差額 相当額は理事長に対する給与であるとされた事例（平 成27年5月26日 東京地裁判決）	260
○請求人の建物建築工事を請け負った建築工事会社から、 請求人の施設長（理事）の預金口座に振り込まれた金員 は、請求人が水増工事代金の返金として受領すべきであ るところ、施設長の寄付金の原資として調達された資金 であると認められるから、請求人の理事である施設長に 対する経済的利益の供与であるとされた事例（平成10年 10月22日 裁決）	261
○使用人等に対する食事の支給による経済的利益の供与に ついて、「使用人が購入して支給する食事」として評価す るのが相当であるとした事例（平成26年5月13日 裁決）	262
○従業員慰安旅行として行われた香港旅行費用の一部を 会社が負担した場合、従業員の受ける経済的利益は課 税対象とはされないとされた事例（昭和63年3月31日 大阪高裁判決）	263
○専らレクリエーションのための観光を目的とする慰安旅 行による経済的な利益の供与は給与等の支払いに該当す るとされた事例（平成24年12月25日 東京地裁判決）	265
Q & A	
【永年勤続者記念品等の取扱い】	
4-1 永年勤続者表彰の記念品	267
4-2 永年勤続記念旅行券の支給に伴う課税上の取扱い	268
【創業記念品等の取扱い】	
4-3 創業記念品等	269

4-4 創業記念品等に対し課税する場合の評価	270
【値引販売等の取扱い】	
4-5 値引販売の利益	271
4-6 住宅の値引販売	271
4-7 自社製品を小売店で購入した社員に対する 社内割引相当額の支給	272
4-8 系列会社の使用人に対する割引販売	273
【食事に関する取扱い】	
4-9 食事の評価	274
4-10 食事を支給する場合の使用人の負担額	274
4-11 業者に委託して調理した食事の評価	275
4-12 食事の供与が非課税扱いを受けるための 具体的な方法	276
4-13 契約食堂で通用する食券の交付	277
4-14 残業又は宿日直をした人に支給する食事	278
4-15 夜間の勤務者に支給する夜食代	279
4-16 海上プラットフォームに勤務する従業員に 支給する食事	279
【電気料等の使用者負担の取扱い】	
4-17 寄宿舍等の電気、ガス、水道料の会社負担	281
4-18 単身赴任者が家具をレンタルして受ける経済的利益	281
【金銭の無利息貸付け等の取扱い】	
4-19 利息相当額の評価	283
4-20 転勤に際し借家敷金を無利息で借りた場合の 経済的利益	283
4-21 長期海外出張者に対する渡航準備費用の 無利息貸付け	284
4-22 生活資金の無利息貸付け	284
4-23 結婚、入学等のための資金の無利息貸付け	285

【用役の提供等の取扱い】

4-24	理髪所、入浴場などの福利施設を利用した場合	286
4-25	厚生施設の利用料金として支給する金銭	286
4-26	福利厚生費に充てるカードの交付	287
4-27	保養施設を利用する従業員に対し負担する食事代	288
4-28	人間ドック検診料を会社が負担した場合	289
4-29	カフェテリアプランによる医療費等の補助	289
4-30	サークル活動のための費用を会社が負担した場合	290

【レクリエーション費用の負担等の取扱い】

4-31	慰安旅行等の費用の会社負担	292
4-32	部又は課単位で行う忘年会等の費用の負担	292
4-33	やむを得ない事情による慰安旅行の不参加者に 支給した金銭	293
4-34	慰安旅行として行う海外旅行費用の会社負担	293
4-35	クルージングによる海外慰安旅行	294
4-36	カフェテリアプランによるポイントの付与	295
4-37	カフェテリアプランによる旅行費用等の補助	296

【使用者契約の生命保険・損害保険契約の取扱い】

4-38	使用者が一定の年齢を超える者についての 保険料を負担した場合の取扱い	298
4-39	使用者が特定地域に勤務する従業員を対象に 損害保険契約を締結した場合	298
4-40	会社が負担した長期の損害保険の保険料	299

【使用人契約の保険契約等】

4-41	健康保険料の事業主負担による経済的利益	300
------	---------------------	-----

【少額な保険料の負担の取扱い】

4-42	会社が年払で負担した保険料の月割計算	301
------	--------------------	-----

【各種保険の保険料負担の取扱い】

4-43	役員賠償保険の保険料の会社負担	302
4-44	新たな役員賠償保険の保険料の取扱い	302

4-45	年金払積立傷害保険の保険料の会社負担	304
4-46	介護費用保険の保険料を負担した場合の経済的利益	305

【使用人社宅の取扱い】

4-47	子会社の役員を兼ねている使用人の社宅	307
4-48	会社が社員所有の住宅を借り上げ、社宅として 同社員に貸与した場合の取扱い	307
4-49	従業員が指定する住宅を借上社宅とした 場合の取扱い	308
4-50	使用人が取得した土地に使用者が社宅を建設して 土地所有者に賃貸する場合の取扱い	309
4-51	「固定資産税課税標準額」の意義	310
4-52	他から借り入れている使用人社宅	311
4-53	固定資産税の課税標準額の引上げと使用人社宅の 家賃との関係	311

【役員社宅の取扱い】

4-54	役員社宅について特別な取扱いを受ける法人の範囲	313
4-55	使用人兼務役員に貸与した社宅	313
4-56	月の途中で入居した役員の社宅	314
4-57	使用人から役員に昇任した者の賃貸料相当額	315
4-58	固定資産税の課税標準額の改訂があった場合の 役員社宅	315

【借上社宅の取扱い】

4-59	敷地が借上げの場合の役員社宅	316
------	----------------	-----

【小規模社宅の取扱い】

4-60	マンション、アパート等の一室が小規模社宅に 該当するかどうかの判定	317
4-61	2軒の役員社宅を貸与している場合の小規模 社宅の判定	317
4-62	小規模借上役員社宅	318
4-63	転任した役員のホテル代の負担	318

【業務に関する使用部分等がある社宅等の取扱い】

- 4-64 会議用にも使用する役員社宅…………… 319
 4-65 単身赴任者が居住する役員社宅…………… 320

【豪華役員社宅の取扱い】

- 4-66 豪華な役員社宅を貸与した場合の取扱い…………… 321

【無償返還の届出がある場合の社宅の取扱い】

- 4-67 役員に対する敷地のみの貸与…………… 322

【徴収家賃のプール計算の取扱い】

- 4-68 役員社宅の徴収家賃のプール計算…………… 323
 4-69 使用人社宅の徴収家賃のプール計算…………… 323

第5章 給与所得の収入すべき時期…………… 324

- 1 給与所得の収入金額の収入すべき時期…………… 324
 2 経済的利益の額を収入金額に算入する時期…………… 325

(参考) 判決・裁決事例

- ストック・ユニットの転換による株式に係る経済的利益は、
 転換日における価額によって算定するのが相当であるとさ
 れた事例（平成28年5月25日 東京高裁判決）…………… 326
- 請求人の勤務する会社が属するグループを支配する外国
 法人から、請求人に無償で同法人の株式を取得できる権
 利が付与されたことに基づいて生じる経済的利益は、当
 該権利が確定する諮問委員会の決定日が収入すべき日で
 あるとした事例（平成18年8月23日 裁決）…………… 327
- 勤務先の株式報酬制度に基づいて支給された上場株式に
 係る給与所得の収入すべき日は、当該報酬制度において
 付与されたストック・ユニットが株式にコンバートされ
 た日であるとした事例（平成24年2月10日 裁決）…………… 328

Q & A**【給与所得の収入すべき時期】**

- 5-1 給与の改訂が遡った場合に支給する差額に
 対する税額の計算…………… 329
 5-2 過去に遡及して残業手当を支払った場合の課税年分…………… 330
 5-3 譲渡制限付株式の交付を受けた場合の課税時期等…………… 330

第6章 給与所得の課税標準…………… 332

- 1 給与所得控除…………… 332
 2 給与所得者の特定支出控除の特例…………… 334

Q & A**【特定支出控除の特例の取扱い】**

- 6-1 特定支出控除の対象となる通勤費の計算…………… 336
 6-2 修理のための支出で特定支出とならないもの…………… 337
 6-3 事故による修理代…………… 337
 6-4 通勤用自家用車の駐車場代…………… 338
 6-5 旅費の範囲…………… 338
 6-6 転任に伴う引越費用の範囲…………… 339
 6-7 出向や退職に伴う転居費用…………… 340
 6-8 研修費の範囲…………… 340
 6-9 研修費補填金がある場合の特定支出…………… 341
 6-10 キャリアコンサルティング費用…………… 341
 6-11 資格取得費の範囲…………… 343
 6-12 法科大学院等に係る費用…………… 343
 6-13 単身赴任者の帰宅旅費の範囲…………… 344
 6-14 勤務必要経費の範囲…………… 345
 6-15 特定支出控除の対象となる図書費の範囲…………… 347
 6-16 社内規則で着用が義務づけられた背広の購入費用…………… 348
 6-17 得意先社員への結婚祝金等の支出…………… 348

6-18	給与所得と雑所得等に係る支出	349
6-19	給与所得控除との選択替え	350
6-20	特定支出控除を受けるための手続	350
6-21	特定支出控除についての使用者の証明	352

第7章 給与所得の源泉徴収に際して控除される諸控除…… 354

1	諸控除の種類	354
2	所得控除と源泉徴収税額の関係	356
3	所得控除	356
4	控除の対象になるかどうかの判定時期等	377
5	税額控除	378

(参考1) 事前照会に対する文書回答事例

○成年被後見人の特別障害者控除の適用について（平成24年8月31日 名古屋国税局審理課長回答）	395
---	-----

(参考2) 判決事例

○内縁関係にある配偶者との間の未認知の子又はその配偶者の連れ子は、扶養控除の対象となる親族には該当しないとされた事例（平成3年10月17日 最高裁第1小法廷判決）	398
○所得税法に規定する配偶者は、納税義務者と法律上の婚姻関係にある者に限られ、事実上の婚姻関係にある者は含まれないとされた事例（平成27年2月24日 東京地裁判決）	398
○租税特別措置法第41条に規定する「取得」とは、家屋が住宅としての機能を有する状態となった上、本件控除の適用を求める者に所有権が帰属した場合を指すとされた事例（平成25年10月30日 横浜地裁判決）	400

Q & A

【配偶者控除等の取扱い】

7-1	内縁の妻	402
7-2	外国人についての同一生計配偶者の判定	402
7-3	配偶者と死別し再婚した場合	403
7-4	死亡した配偶者が他の人の扶養親族とされていた場合に再婚した配偶者の控除	404
7-5	配偶者に内職所得がある場合の所得計算	404
7-6	源泉控除対象配偶者等に該当するかどうかの所得の見積り	405
7-7	青色事業専従者であった者が嫁いだ場合の配偶者控除等	406
7-8	配偶者等が非居住者であった間に支払を受けた国内源泉所得と所得要件	406
7-9	配偶者特別控除の対象者となる配偶者の判定等	407
7-10	給与所得者の配偶者控除等申告書	407
7-11	配偶者控除等申告書に記載した合計所得金額の見積額が異動した場合	408

【扶養控除の取扱い】

7-12	年少扶養親族の申告の必要性	410
7-13	親族とは	410
7-14	別居している家族	412
7-15	離婚後に養育費を送金している場合の扶養親族の判定	412
7-16	国外居住親族に係る扶養控除等を適用する場合の書類の提出等	413
7-17	戸籍に未登載の人	413
7-18	配偶者の連れ子	414
7-19	籍の異なる実父	414
7-20	籍の異なる実母	414

7-21	継母	415	7-43	生命保険料を前納した場合	431
7-22	中国残留孤児の養父母	415	7-44	剰余金の分配があった場合の新生命保険料の額	431
7-23	海外勤務期間内に死亡した控除対象扶養親族	416	7-45	剰余金の分配があった場合の旧生命保険料の額(1)	432
7-24	非課税所得等がある場合の扶養親族の所得の計算	416	7-46	剰余金の分配があった場合の旧生命保険料の額(2)	433
7-25	公的年金がある場合の控除対象扶養親族の判定	417	7-47	保険料の割引がある場合の旧生命保険料の額	433
【障害者控除の取扱い】			7-48	いわゆる据置配当がある場合	434
7-26	常に就床を要し、複雑な介護を要する者	418	7-49	団体定期保険の保険料	434
7-27	身体障害者手帳の交付を受けていない者	418	7-50	中途解約をした場合の控除	435
【寡婦（寡夫）控除の取扱い】			7-51	振替貸付けを受けた場合の控除	435
7-28	内縁の夫と死別した者	420	【地震保険料控除の取扱い等】		
7-29	夫の生死が明らかでない者	420	7-52	生命保険料、地震保険料の控除を受けるための手続	437
7-30	控除対象配偶者と寡婦（寡夫）控除	421	7-53	証明書をなくしたときの取扱い	438
【勤労学生控除の取扱い】			7-54	団体特約により支払った保険料の証明書	438
7-31	通信教育生	422	7-55	証明書の添付のない申告書を受け取ったときの対応	439
7-32	私立大学の通信教育を受ける特修生	422	【住宅借入金等特別控除の取扱い】		
【社会保険料控除の取扱い】			7-56	確定申告の際の手続	440
7-33	未納の社会保険料	424	7-57	共有部分の追加取得	443
7-34	社会保険料を前納した場合の取扱い	424	7-58	財産分与による住宅の取得	444
7-35	国民年金保険料の2年前納制度の取扱い	425	7-59	家屋の取得対価等の額の範囲	444
7-36	国民健康保険の保険料を前納し、報奨金を 受けた場合の取扱い	426	7-60	床面積の判定	445
7-37	会社が負担した社会保険料	426	7-61	父の所有する家屋について行った増改築	446
7-38	死亡者に係る社会保険料控除	427	7-62	居住前に自己の所有する家屋について行った 改修工事	447
7-39	非居住者であった期間の社会保険料	427	7-63	マンションのリフォーム	447
【生命保険料控除の取扱い】			7-64	増改築等に際して行う設備取替え工事	448
7-40	保険金受取人が満期と死亡の場合とで異なる 場合の取扱い	429	7-65	特定増改築等の範囲	449
7-41	契約者以外の者が保険料を負担する場合の 生命保険料控除	429	7-66	特定耐久性向上改修工事等の範囲	451
7-42	会社負担の生命保険料	430	7-67	バリアフリー改修工事	452
			7-68	省エネ改修工事等の範囲	454
			7-69	特定多世帯同居改修工事等の範囲	455

7-70	借入金等の範囲	455	3	その他の申告書	480
7-71	「割賦償還の方法」等の意義	458	4	申告書の電磁的方法による提供	480
7-72	住宅の購入に当たり承継した債務	459	Q & A		
7-73	土地の先行取得に係る借入金	460	【給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の取扱い】		
7-74	共有の家屋を連帯債務により取得した場合の 借入金の額の計算	461	8-1	同じ世帯に所得者が2人以上いる場合の申告	482
7-75	連帯債務により家屋を取得した場合の各年の 年末残高の額の計算	463	8-2	所得者間の控除対象扶養親族の移替え	482
7-76	借入金の借換え等	463	8-3	所得者の死亡による扶養親族の移替え	483
7-77	住宅取得後に変更した住宅ローンの償還期間	464	8-4	扶養控除等の申告をしなかった場合の徴収税額	483
7-78	繰上返済をした場合の償還期間	465	8-5	2以上の給与がある者についての扶養控除等	484
7-79	住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の 住宅の取得	466	8-6	勤労学生控除を申告する時期	485
7-80	「引き続き居住の用に供している場合」の取扱い	467	8-7	控除対象扶養親族でない者を申告してきた場合の 支払者の処理	485
7-81	海外勤務となった後の住宅借入金等特別控除の適用	469	8-8	控除対象扶養親族又は障害者等でない者を控除 していた場合の支払者の責任	485
7-82	居住した年に転居し再び居住した場合の 住宅借入金等特別控除	470	8-9	控除対象扶養親族等に該当しない者を控除して いたことが税務署の調査で発見された場合の処理	486
7-83	再び居住した場合の住宅借入金等特別控除の再適用	470	【従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書の取扱い】		
7-84	住宅を再建した場合の住宅借入金等特別控除	471	8-10	従たる給与から主たる給与への控除対象 扶養親族の移替え	488
7-85	年末調整による住宅借入金等特別控除の手続	473	第9章 給与所得に対する源泉徴収		
7-86	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書を 紛失した場合	474	1	賞与以外の給与に対する源泉徴収	491
7-87	2か所から給与の支給を受けている場合の 住宅借入金等特別控除	475	2	賞与に対する源泉徴収	499
7-88	住宅ローンを利用しない場合の税額控除	475	3	年末調整	501
第8章 給与所得者が源泉徴収義務者に提出する申告書			4	給与の支払明細書の交付	511
1	「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」	478	(参考) 個別通達		
2	「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」	480	○とう氏等が受ける給与に対する源泉所得税の取扱い について（昭35.5.2 直所2-41）		
			○海外へ出漁する漁船々員に対する課税方法について		

(昭35.6.28 直所2-57)	514	9-12 電子計算機による税額の計算方法の簡素化.....	538
○日雇港湾労働者に支払う給与に対する所得税の取扱い について(昭41.1.19 直審(源)3).....	516	9-13 パートタイマーに支払う給与から徴収する 税額の計算.....	539
○営業倉庫の荷役作業に従事する日雇労働者に支払う 賃金に対する所得税の取扱いについて(昭41.1.19 直審(源)7)	519	9-14 日額表丙欄の適用の是非.....	540
○建設労務者に支払う給与に対する源泉所得税の取扱いに 関する要望について(昭41.12.27 直審(源)54、直法 5-33)	522	9-15 丙欄を適用する給与に対する日割額による 税額計算の可否.....	541
○派遣医の給与所得に対する源泉徴収税額表の適用 区分(昭57.10.25 直法6-12)	525	9-16 日々雇い入れられる者が同じ支払者から継続して 給与の支払を受けるかどうかの判定.....	542
Q & A		9-17 隔日就労する臨時日雇に支払う給与.....	542
【源泉徴収一般の取扱い】		9-18 過年分の課税もれ分の税額の簡易計算.....	543
9-1 給与の支払者が行わなければならない事項.....	527	【賞与に対する源泉徴収の取扱い】	
9-2 源泉徴収簿の備付け.....	529	9-19 賞与とその他の給与との区分.....	545
9-3 一部未払がある場合の源泉徴収の時期と税額.....	529	9-20 前月中に支払った給与がない場合の賞与に対する 税額の求め方.....	545
9-4 概算払の給与から徴収する税額の計算.....	530	9-21 未払となっている役員賞与等についての 源泉徴収の時期.....	546
【賞与以外の給与に対する源泉徴収の取扱い】		9-22 賞与に対する税額計算の際の扶養親族等の数.....	547
9-5 月額表を適用できない給与の日割額を計算する 場合の日数.....	532	9-23 賞与から控除する社会保険料の範囲.....	547
9-6 中途就(退)職者に日割計算で支払う給与に 対する税額の計算.....	532	9-24 従たる給与の支払者が支払う賞与に対する 税額の求め方.....	548
9-7 障害者控除等がある場合の「扶養親族等の数」の 数え方.....	533	9-25 前月中の賞与以外の給与が未払のとき.....	549
9-8 年の中途で退職した者に係る給与所得者の 扶養控除等申告書の効力.....	534	9-26 前月中にベースアップの差額を支給していた 場合の前月の通常の給与の額.....	549
9-9 県が市町村職員を調査委員に委嘱した場合に 支給する委員手当についての源泉徴収.....	535	9-27 前月中の通常の給与が半期分の役員報酬であるとき.....	550
9-10 兼務先が支払う時間外手当についての税額の計算.....	535	9-28 手取賞与に対する税額の計算方法.....	550
9-11 給与を税引で定めた場合の税額計算.....	536	9-29 賞与の税額計算における障害者等の控除.....	551
		9-30 賞与の支払者と前月中の給与の支払者とが 異なる場合.....	552
		9-31 会社整理の手段として未払賞与金を社内留保と した場合の源泉徴収.....	552

【年末調整対象者の取扱い】

- 9-32 年末調整後に給与の支給金額が2,000万円を
超えた場合の取扱い…………… 554
- 9-33 年の中途で死亡した者に対する年末調整…………… 554
- 9-34 国内に住所がなくなった者についての
年末調整の要否…………… 555
- 9-35 中途退職者で退職後他から給与を受けない者に
対する年末調整…………… 555
- 9-36 前の支払者の支払った給与と徴収税額が
わからないときの年末調整…………… 556
- 9-37 年の中途で海外から帰国した人の年末調整…………… 556
- 9-38 年の中途に非居住者期間を有する人の年末調整…………… 557

【年末調整の時期の取扱い】

- 9-39 その年最後の給与に対する税額計算の省略…………… 558

【本年中の収入とされる給与の年末調整の取扱い】

- 9-40 丙欄を適用した給与に係る年末調整…………… 559
- 9-41 他の主たる給与の支払者が支払った
乙欄給与、丙欄給与…………… 559
- 9-42 従たる給与の支払者として支払った給与が
ある場合の年末調整…………… 560
- 9-43 未払の給与に係る年末調整…………… 561

【年末調整の手順の取扱い】

- 9-44 年末調整後に増加した扶養親族の控除…………… 562
- 9-45 年末調整後に払い込んだ生命保険料等の控除…………… 562

【年税額の計算の取扱い】

- 9-46 年税額の求め方…………… 564
- 9-47 電子計算機による年税額の求め方…………… 564
- 9-48 年末調整終了後に給与を追給する場合の取扱い…………… 568

【年末調整の際の過不足額の取扱い】

- 9-49 年末調整による過納額の処理…………… 571

- 9-50 支払者が納期の特例の適用者である
場合の過納額の還付…………… 572
- 9-51 過納額の還付に2か月以上の長期間を
要する場合の取扱い…………… 572
- 9-52 過納額の還付を終わらないうちに給与の
支払者が廃業する場合の取扱い…………… 573
- 9-53 不足額の徴収繰延べ…………… 574
- 9-54 死亡退職者に係る年末調整の不足税額…………… 574
- 9-55 誤って不足額を過大に計算して徴収納付した
場合の処理…………… 575

第10章 非居住者に支払う給与に対する源泉徴収…………… 576

- 1 非居住者の意義…………… 576
- 2 国内源泉所得とされる給与等の範囲…………… 577
- 3 外国政府等に勤務する職員の給与の非課税…………… 578
- 4 課税の方法…………… 579
- 5 租税条約による源泉徴収の特例…………… 579
- 6 源泉徴収をした所得税の納付…………… 582
- 7 租税条約に基づく軽減又は免除を受けるための手続…………… 582
- 8 外国居住者等所得相互免除法による課税の
特例（台湾関係）…………… 583

(参考1) 個別通達

- 非居住者である非常勤役員の退職金に係る所得税の
取扱いについて（昭53.7.28 直法6-11）…………… 585

(参考2) 事前照会に対する文書回答事例

- 国内勤務期間のない中国及び台湾子会社の従業員（非居
住者）が税制適格ストックオプションの行使により取得
した株式を譲渡した場合の課税関係について（平成25年
2月22日 東京国税局審理課長回答）…………… 587

(参考3) 判決・裁決事例

- 遠洋まぐろ漁船乗組員は非居住者には該当しないとされた事例（平成21年1月27日 東京地裁判決）…………… 592
- 国外で勤務する請求人の役員は常時使用人として勤務しているとは認められないから、当該役員に対する報酬は国内源泉所得に該当するとした事例（平成24年5月10日 裁決）…………… 593

Q & A**【住所の判定等の取扱い】**

- 10-1 住所の判定…………… 595
- 10-2 入国した外国人の住所の判定…………… 596
- 10-3 外国駐在員の駐在期間が延長され在外期間が1年以上となる場合の住所の判定…………… 597
- 10-4 外国法人に派遣された船員の住所…………… 598
- 10-5 日本国内に1年以上居住する米国軍人の家族…………… 599

【国内源泉所得とされる給与等の取扱い】

- 10-6 外国人の事業研修生に支給する滞在費…………… 600
- 10-7 外国に居住する非常勤の外国人役員に支払う報酬…………… 601
- 10-8 役員で海外支店長を兼ねる人に支払う給与…………… 602
- 10-9 国外において常時使用人として勤務する役員に支払われる利益処分の賞与…………… 602
- 10-10 外国子会社に出向した社員の国内勤務給与…………… 603
- 10-11 現地雇用した外国人漁船員に支払う給与…………… 604
- 10-12 チャーターボーナス…………… 605
- 10-13 出国後にベースアップの差額を遡及して支払う場合の国内源泉所得…………… 607
- 10-14 出国後に期末手当を支給する場合の国内源泉所得の計算…………… 608
- 10-15 有給休暇を利用して永住帰国した外国人社員に支払う有給休暇期間中の給与…………… 609

- 10-16 給与の計算期間の途中で非居住者となった者に対する給与…………… 610
- 10-17 給与の支給期間の途中で非居住者が居住者となった場合の給与…………… 610
- 10-18 帰国直後に支払を受ける賞与…………… 611

【非居住者に対する課税方法の取扱い】

- 10-19 非居住者に支払う賞与の税額の手取計算…………… 612

【租税条約の取扱い】

- 10-20 日米租税条約における短期滞在者免税の滞在日数要件…………… 614
- 10-21 米国に出張させた社員に対する米国の課税…………… 614
- 10-22 日本語学校等に通う外国人就学生のアルバイト給与…………… 615
- 10-23 交換教授免税の要件…………… 617
- 10-24 交換教授免税の滞在期間…………… 618
- 10-25 米国居住者である非常勤役員に支払う役員報酬…………… 619
- 10-26 日英租税条約第15条に規定する「役員報酬」の範囲…………… 619

【源泉所得税の納付の取扱い】

- 10-27 外国払の給与…………… 621

第11章 退職所得の範囲等…………… 622

- 1 退職所得の範囲…………… 622
- 2 退職の際に支払われる給与で退職手当とされないもの…………… 625
- 3 引き続き勤務する人に支払われる給与で退職手当とされるもの…………… 625
- 4 使用人から執行役員への就任に伴い退職手当等として支給される一時金…………… 626
- 5 受給者が掛金を拠出することにより退職に際して使用者から支払われる一時金…………… 627

6 過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される 年金に代えて支払われる一時金……………	628
7 解雇予告手当……………	628
8 未払賃金立替払制度に基づき国が弁済する未払賃金……………	629

(参考1) 個別通達

○生命保険会社が外交員に支給する退職手当等に 対する所得税の取扱いについて（昭和33年2月 14日 直所2-18）……………	630
○公営競走事業等の施行者に雇用される臨時従業員の 賃金等に対する所得税の取扱いについて（昭和50年 1月8日 直法5-1）……………	631

(参考2) 事前照会に対する文書回答事例

○権利行使期間が退職から10日間に限定されている 新株予約権の権利行使益に係る所得区分について （平成16年11月2日 東京国税局審理課長回答）……………	634
○厚生年金基金制度から確定給付企業年金制度への 移行に伴いプラスアルファ部分相当額を会社が一 時金として支給した場合の取扱いについて（平成 17年3月29日 東京国税局審理課長回答）……………	637
○適格退職年金（閉鎖年金型）の廃止により支払わ れる一時金の課税上の取扱いについて（平成17 年12月14日 東京国税局審理課長回答）……………	640
○定年を延長した場合にその延長前の定年に達した 従業員に支払った退職一時金の所得区分について （平成30年3月6日 高松国税局審理官回答）……………	644
○定年を延長した場合に従業員に対してその延長前の定年 に達したときに支払う退職一時金の所得区分について （平成31年1月10日 熊本国税局審理官回答）……………	648

(参考3) 判決・裁決事例

○5年定年制に基づき支給された退職金は退職所得には	
---------------------------	--

当たらないとされた事例（昭和58年9月9日 最高 裁第2小法廷判決）……………	654
○10年定年制に基づき支給された退職金は退職所得には 当たらないとされた事例（昭和58年12月6日 最高 裁第3小法廷判決）……………	656
○筆頭株主である代表取締役が監査役に分掌変更したこと により支払を受ける退職金は、退職所得に当たるとされ た事例（平成20年6月27日 東京地裁判決）……………	657
○勤務先から、専務取締役であった勤続期間に係る役員 退職慰労金として支給された一時金について、請求人 が所得税基本通達30-2の(3)に定めるその職務の内容 又はその地位が激変した者に該当するとして、退職所 得に該当するとした事例（平成15年6月25日 裁決）……………	659
○年金受給者が、厚生年金の給付水準の引下げに際し、 将来の年金の総額に代えて受給した一時金は、勤務先 を退職した年分の退職所得に当たるとした事例（平成 18年7月12日 裁決）……………	659
○使用人兼務役員として勤務する会社の適格退職年金 制度の廃止に伴い、年金信託契約の受託者から受領 した一時金は、所得税法第31条に規定する退職手当 等とみなす一時金ではなく一時所得に該当するとし た事例（平成20年3月11日 裁決）……………	660
○雇用関係のない従事員会から、退会せん別金の給付に 関する事業を廃止することに伴い支給を受けた金員は、 退職所得とは認められず、一時所得に該当するとし た事例（平成22年3月24日 裁決）……………	661
○請求人が在職中に勤務先の親会社から同社のリス トリクテッド・シェア（譲渡等制限付株式）を付与さ れたことによる所得は、退職所得ではなく、給与所 得に当たるとした事例（平成23年2月1日 裁決）……………	662

○契約期間を満了して退職する期間契約社員に対し慰 労金名目で支給された金員は、退職により一時に受 ける給与というための要件を満たしているから、退 職所得に該当するとした事例（平成23年5月31日 判決）……………	663
○役員の分掌変更の翌事業年度に支払われた金員を当該 役員に対する退職給与として取り扱うことはできない とした事例（平成24年3月27日 判決）……………	664
○役職に変動がなくても労働条件等に重大な変動があり、 単なる従前の勤務関係の延長とみることはできないとし て、退職手当等としての性質を有する給与に該当すると 認定した事例（平成26年12月1日 判決）……………	665

Q & A

【退職所得の範囲等】

11-1 退職時に行う残存年次休暇の買上げ……………	667
11-2 外国人である使用人の解雇に伴い支払った和解金……………	667
11-3 退職者に支払った紛争解決金の所得区分……………	668
11-4 季節労務者の離職慰労金……………	669
11-5 福利厚生等を目的とした従業員団体から退職者が 支払を受ける一時金……………	669
11-6 確定給付企業年金の給付減額に伴い 支給される一時金……………	670
11-7 法人成りにより支給を受ける小規模企業 共済契約の一時金……………	671
11-8 退職付加金の所得区分……………	672
11-9 清算人の退職金……………	673
11-10 生命保険外交員の退職金……………	673
11-11 退職金として生命保険契約に関する権利を 与える場合の評価……………	674
11-12 役員退職金制度の廃止に伴い付与される新株予約権……………	675

11-13 厚生年金基金の解散により加入者が支払を受ける 残余財産の分配金（原則的取扱い）……………	675
11-14 母体企業の倒産により解散した厚生年金基金から 支払われる残余財産の分配金……………	676
11-15 特定退職金共済団体の内容……………	677
11-16 特定退職金共済団体が行う事業が「退職金共済 事業」を主たる目的とするか否かの判定基準……………	680
11-17 適格退職年金制度の廃止により年金受給者に 支払われる分配一時金……………	680
11-18 年金に代えて支給する一時金の所得区分……………	681
11-19 退職賞与……………	682
11-20 定年退職に当たり実施する慰安旅行の費用……………	683

【退職金の打切り支給】

11-21 定年後再雇用する者に支給する退職金……………	684
11-22 定年退職後理事として再雇用する者に支払う退職金……………	684
11-23 定年延長に伴い旧定年時及び新定年前の退職者に 支給する金員の所得区分……………	685
11-24 定年経過後に支給する退職金……………	686
11-25 退職給与規程の廃止に伴い打切り支給する退職金……………	687
11-26 財務状態の悪化による退職金制度の廃止に伴う 退職金の打切り支給……………	688
11-27 役員に対する退職金の打切り支給……………	690
11-28 使用人兼務役員から専任役員となった者に支払う 退職金（打切り支給）……………	690
11-29 役員の分掌変更等の場合に支給する退職金……………	691
11-30 既に役員となっている者に支払う 使用人期間の退職金……………	692
11-31 役員昇格により打切り支給する退職金が 支給漏れであった場合の取扱い……………	693
11-32 転籍者が退職するに当たり転籍前の法人が	

支給する追加退職金	694
11-33 子会社に転籍した者に対して追加払する退職金	694
11-34 確定拠出年金制度への移行による退職金の 打切り支給	695
11-35 個人型の確定拠出年金制度の加入による退職金の 打切り支給	696
11-36 確定拠出年金制度への移行に係る資産移換 又は一時金受領の選択が従業員に認められて いる場合の取扱い	697
11-37 確定拠出年金制度への移行に当たり規約で 同制度の加入者とされない従業員に打切り支 給する退職金	698
11-38 中小企業退職金共済制度への移行に係る 払込金額の上限超過額の打切り支給	699
11-39 海上部門の廃止により船員に該当しないことと なる従業員に支払う金員の所得区分	700

第12章 退職所得の収入すべき時期 702

- 1 退職手当の収入確定日 702
- 2 2以上の退職手当の支給を受ける場合 703

(参考) 判決事例

- 免職処分に係る訴訟確定後に受領した退職手当は、免職処分がされた年の収入すべき金額であるとした事例（平成29年1月13日 東京地裁判決） 705

Q & A

【退職所得の収入すべき時期】

- 12-1 労働組合の役員に対する退職金の収入すべき時期 707
- 12-2 死亡退職金に対する源泉徴収の要否 707
- 12-3 退職の日後に死亡した従業員の退職金に対する

源泉徴収の要否	708
12-4 死亡後に支給の確定した退職金の改訂差額	709

第13章 退職所得の課税標準 710

- 1 退職所得の金額 710
- 2 特定役員退職手当等 711

第14章 退職所得控除額の計算 712

- 1 通常の場合の退職所得控除額の計算 712
- 2 特殊な場合の退職所得控除額の計算 713

Q & A

【障害退職の判定】

- 14-1 障害者となった後通常の勤務に服して退職する
場合の退職所得控除額 716
- 14-2 障害者となった後ほとんど勤務しなかった場合
の退職所得控除額 716

【特殊な場合の退職所得の計算】

- 14-3 居住者が非居住者期間内に国外源泉所得である
退職手当等の支払を受けている場合 718
- 14-4 退職金の支払者から既に退職金の支払を受けている
場合の退職所得控除額 718
- 14-5 親会社から既に退職金の支払を受けている場合の
退職所得控除額 719
- 14-6 他社に勤務している期間とみなし退職所得に係る
加入期間が重複している場合の退職所得控除額 721
- 14-7 使用人から役員に昇格した者の退職所得控除額 722
- 14-8 前年以前4年以内に他の退職手当を受けている
場合の退職所得控除額 723

14-9 前年以前4年以内に受けた退職金に控除不足がある場合の退職所得控除額	724	15-14 事業の譲受けがあった場合の勤続年数	740
14-10 前に支払を受けた退職金が少額である場合の退職所得控除額	725	15-15 他の勤務期間を一定率により換算している場合の勤続年数	740
14-11 他に勤務した期間等が退職金の支払額の計算の基礎とされているかどうかの判定	726		
第15章 退職所得の勤続年数の計算	728	【特殊な場合の勤続年数の計算】	
1 通常の場合の勤続年数の計算	728	15-16 親子会社間の勤続期間を通算して退職金を支払う場合の勤続年数	742
2 特殊な場合の勤続年数の計算	729	15-17 親子会社の双方が同時に退職金を支払う場合の勤続年数	742
Q & A		15-18 他に勤務した期間の一部を退職金の計算の基礎に含めている場合の勤続年数	743
【通常の場合の勤続年数の計算】		15-19 他から支払を受けた退職金を会社が受け入れている場合の勤続年数	743
15-1 役員退職金制度の廃止に伴う退職金を退任時に支給する場合の取扱い	732	15-20 既に支払を受けた退職金を返還していた場合の勤続年数	744
15-2 勤続期間の計算の始期及び終期	733	15-21 既に支払った退職金が勤続期間の一部に対応するものであった場合の勤続年数	744
15-3 海外勤務について勤続期間を加算して退職金を支払う場合の勤続年数	734	15-22 同一年中に2か所以上から退職金を受ける場合の勤続年数	745
15-4 勤続期間の一部を退職金の計算の基礎としている場合の勤続年数	734	15-23 日数を月数に、月数を年数に換算する方法	746
15-5 社員から役員になった者の勤続年数	735	15-24 みなし退職所得がある場合の勤続年数	747
15-6 病気休職中の期間と勤続年数	735	15-25 みなし退職所得についての勤続年数	747
15-7 他社に派遣されていた休職中の期間と勤続年数	735	15-26 みなし退職所得の勤続年数の計算	748
15-8 日雇労働者であった期間と勤続年数	736	15-27 退職手当等とみなされる一時金につき、支払額の計算の基礎とならない制度加入期間がある場合	749
15-9 過去勤務期間通算制度と勤続年数	737	15-28 過去勤務債務に係る期間がある場合の勤続年数	749
15-10 労働組合事務専従者であった期間と勤続年数	737	15-29 任意継続組合員であった期間がある場合の勤続年数	750
15-11 帰休により勤務を要しなかった期間がある者の勤続年数	738	15-30 脱退一時金の移換を受けた確定給付企業年金が支払う退職一時金等に係る退職所得の勤続年数	750
15-12 被合併法人に勤務していた者の勤続年数	738		
15-13 個人事業を法人組織にした場合の勤続年数	738		

第16章 特定役員退職手当等に係る退職所得 ……………	752	16-10 役員等勤続年数の計算……………	764
1 特定役員退職手当等の範囲……………	752	16-11 取締役退任後、監査役に就任した場合……………	765
2 特定役員退職手当等に係る退職所得の課税標準……………	753	16-12 同一法人から使用人としての退職金と特定役員 退職手当等とが支給される場合の退職所得の計算 (重複勤続期間がある場合)……………	765
3 特定役員退職所得控除額の計算……………	754	16-13 同一年中に2社から特定役員退職手当等と一般退職 手当等の支給を受けた場合の退職所得等の計算……………	767
Q & A		16-14 同一年中に2社から役員退職金の支給を受けた場合 の源泉徴収税額の計算……………	769
【特定役員退職手当等の範囲】		16-15 特定役員退職手当等の支給を受けた年の前4年内に 他社から退職金の支給を受けている場合の退職所得金 額の計算……………	771
16-1 勤続年数が短い(5年以下の)役員に対する 退職所得金額の計算の特例……………	756	第17章 退職所得に対する源泉徴収 ……………	774
16-2 役員等の勤続年数が5年以下であるかどうかの 判定の原則……………	757	1 「退職所得の受給に関する申告書」の提出があった場合の 源泉徴収……………	774
16-3 役員等の勤続年数が5年以下であるかどうかの 判定(使用人兼務役員期間)……………	758	2 「退職所得の受給に関する申告書」の提出がなかった場合 の源泉徴収……………	775
16-4 役員等の勤続年数が5年以下であるかどうかの 判定(常勤役員から非常勤役員になった際に退職 金の打切り支給があった場合)……………	758	3 「退職所得の受給に関する申告書」の保存……………	776
16-5 役員等の勤続年数が5年以下であるかどうかの 判定(使用人兼務役員から専任役員になった際に 退職金の打切り支給があった場合)……………	759	4 申告書への個人番号の記載の特例……………	776
16-6 役員等の勤続年数が5年以下であるかどうかの 判定(一時勤務しなかった期間がある場合)……………	759	Q & A	
【特定役員退職手当等に係る退職所得の課税標準】		【退職所得に対する源泉徴収】	
16-7 同一法人から使用人としての退職金と特定 役員退職手当等とが支給される場合の退職所 得の計算(重複勤続期間がない場合)……………	761	17-1 退職所得の税額の求め方……………	778
【特定役員退職所得控除額の計算】		17-2 平成25年1月1日以後支給される退職金に対する 源泉徴収税額の求め方(源泉徴収する所得税及び復興 特別所得税の額)……………	779
16-8 特定役員退職手当等に係る退職所得控除額の 計算方法……………	763	17-3 退職金を分割支給する場合の税額計算……………	780
16-9 同一年中に異なる会社からそれぞれ退職手当等の 支給を受ける場合……………	764	17-4 退職給与規程の改訂により差額を追給する場合の 税額計算……………	781

17-5	同時に数社の退職金を受ける場合の税額計算	782
17-6	同一年中に2か所以上から退職金を受ける場合の 税額計算	782
17-7	一の退職により2以上の退職金の支払がある 場合の課税年分	783
17-8	年金の一時払を退職所得とする場合の税額計算	784
17-9	2回目以後の退職金の税額が赤字となるときの 源泉徴収	784
17-10	派遣役員等の退職金に対する源泉徴収	785
17-11	退職金の一部を手形で支払った場合の源泉徴収	786
17-12	退職金を供託した場合の源泉徴収とその時期	786
17-13	復職に際し退職金を返還した場合の税金の還付	787
17-14	退職所得の課税年分	787
17-15	破産管財人が破産法人の元従業員に対して 配当する退職金	789
17-16	個人住民税の特別徴収税額（分離課税の 所得割額）の計算	790
17-17	「退職所得の受給に関する申告書」の記載不備	791
第18章 非居住者に支払う退職金に対する源泉徴収		792
1	国内源泉所得の範囲	792
2	退職所得についての選択課税	793
(参考) 事前照会に対する文書回答事例		
○	既に退職所得の選択課税の申告書を提出している 非居住者が退職手当等の追加支給を受けた場合の 手続について（平成26年11月6日 東京国税局 審理課長回答）	794

Q & A**【国内源泉所得の範囲】**

18-1	非居住者である非常勤役員の退職金	797
18-2	海外勤務者の退職所得の課税年分	799
18-3	非居住者であった期間に退職した者が帰国後に 退職金の改訂差額の支給を受けた場合の課税	800
18-4	非居住者がみなし退職所得を受ける場合の 租税条約の適用	800

凡 例

1 解説及びQ & A回答の末尾等に付した参照事項においては、次の略称を使用しています。

法	所得税法
令	所得税法施行令
規	所得税法施行規則
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則
通則法	国税通則法
通則法令	国税通則法施行令
通則法規	国税通則法施行規則
災免法	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律
災免法令	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律に関する政令
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
復興財確法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法
基通	所得税基本通達
法基通	法人税基本通達
措通	租税特別措置法関係通達（所得税法編）
平7課法8-1	国税庁長官通達年度、通達番号等

2 本書の回答は、令和元年5月1日現在の法令、通達によっております。

第1章 総論

所得税は、所得者自身が、所得金額と税額を計算し自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされていますが、特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度が採用されています。

この源泉徴収制度は、①給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者が、②その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、③その所得の支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するというものです。

また、復興特別所得税（後述「9」参照）においても、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付する源泉徴収制度が採用されています。

この源泉徴収制度により徴収された所得税及び復興特別所得税の額は、源泉分離課税とされる利子所得などを除き、例えば、報酬・料金等に対する源泉徴収税額については確定申告により、また、給与に対する源泉徴収税額については、通常は年末調整という手続を通じて、精算される仕組みになっています。

このうち、給与所得の源泉徴収に関して必要な専門用語や手続について、最初に説明しておきます。

図1-1 (p.41)

図1-3 (p.42)

参考1 (p.27)

参考2 (p.36)

1 源泉徴収義務者

源泉徴収義務者とは、所得税や復興特別所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいいます。源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合である場合はもちろん、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、すべて源泉徴収義務者とされています（法6、復興財確法8②）。

ただし、常時2人以下の家事使用人のみに対して給与の支払をする個人が支払う給与や退職手当、弁護士報酬などの報酬・料金等については、所得税の源泉徴収を要しないこととされています（法184、200、204②二）。

2 給与所得に対する源泉所得税及び復興特別所得税の納税地

(1) 納税地

源泉所得税は、その納税地の所轄税務署に納付することになります。この場合の納税地は、次の(2)に対するものを除き、給与所得の支払事務を取り扱う事務所や事業所等のその支払の日における所在地とされています（法17）。

したがって、例えば、本店の使用人等に対する給与の支払事務はその本店で取り扱い、支店の使用人等に対する給与の支払事務はその支店で取り扱っているような場合には、その支払事務を取り扱っている本店や支店の所在地が、それぞれその支払う給与に対する源泉所得税の納税地であり、その納税地の所轄税務署に源泉所得税を納付することになります。

なお、その支払事務を取り扱う事務所や事業所等

の移転があった場合には、移転前の支払に対する源泉所得税の納税地は、移転の届出書に記載すべき移転後の事務所等の所在地とされています（法17、令55①）。

また、源泉徴収に係る復興特別所得税の納税地は、源泉所得税の納税地とされていますので、源泉徴収した復興特別所得税はその納税地の所轄税務署に源泉所得税と併せて納付することになります（復興財確法11②）。

(2) 納税地の特例

次に掲げる所得に対する源泉所得税の納税地は、それぞれ次に掲げる所在地とされています（令55②）。

- ① 国外において支払われる国内源泉所得とされる給与等……給与等の支払者の国内にある事務所等の所在地
- ② 役員に対する賞与でその支払確定後1年を経過した日までに支払がないため、同日において支払があったとみなされるもの……同日においてその支払をするものとしたならば、その支払事務を取り扱うと認められるその支払者の事務所等の所在地

(3) 納税地に関する届出

① 「給与支払事務所等の開設届出書」の提出

給与の支払者は、次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日から1か月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に提出することとされています（法230、規99）。

イ 新たに給与の支払事務を取り扱う事務所等を

設けたこと（例えば、法人の設立、支店や営業所の開設等）。

ロ 支店、営業所等で新たに給与の支払事務を取り扱うこととなったこと。

(注) 個人が新たに事業を始めたり、事業を行うための事務所などを設けたりした場合には、別に「個人事業の開業等届出書」を所轄税務署長に提出することになっていますので（法229）、「給与支払事務所等の開設届出書」を提出する必要はありません（法230）。

② 「給与支払事務所等の移転（廃止）届出書」の提出

給与の支払者は、次に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日から1か月以内に「給与支払事務所等の移転（廃止）届出書」を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に提出することとされています（法230、規99）。

- イ 解散や廃業、休業、従業員全員の退職等により給与の支払がなくなったこと。
- ロ 支店や営業所等では給与の支払事務を取り扱わなくなったこと。
- ハ 給与の支払事務を取り扱う事務所等を移転したこと。

(注) 給与の支払事務を取り扱う事務所等を移転した場合には、移転前の納税地の所轄税務署長にこの届出書を提出することになっています（規99）。また、個人が事業者が事業を行う事務所等を移転したり廃止した場合には、「個人事業の廃業等届出書」を所轄税務署長に提出することになっていますので（法229）、「給与支払事

務所等の移転（廃止）届出書」を提出する必要はありません（法230）。

3 源泉徴収をする時期

図1-4 (p.43)

所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をする時期は、現実に源泉徴収の対象となる所得を支払う時です。

したがって、これらの所得を支払うことが確定していても、現実に支払われなければ源泉徴収をする必要はありません。

（注）源泉徴収を行う際の「支払」とは、現実に金銭を交付する行為のほか、元本に繰り入れ、又は預金口座に振り替えるなどその支払の債務が消滅する一切の行為とされています（基通181～223共-1）。

ただし、法人の役員に対する賞与について支払の確定した日から1年を経過した日までにその支払がない場合には、その1年を経過した日に源泉徴収をすることとされています（法183②）。

4 源泉徴収をした所得税等の納付

(1) 納付期限

図1-5 (p.44)

源泉徴収義務者が源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税（「所得税等」といいます。）は、その源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日までに納付しなければならないこととされています（法181ほか）。

ただし、非居住者に対し国外において国内源泉所得を支払った場合に源泉徴収をした所得税等の納付期限は、その支払った月の翌月末日とされます（法212②）。

なお、この納付期限の日が日曜、祝日などの休日

や、土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納付期限となります（通則法10②、通則令2②）。この納付期限までに納付がない場合には、源泉徴収義務者は延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないこととなります（通則法60、67、68）。

(2) 納期の特例

給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、その納付手続を簡単にするために、給与や退職手当、税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税等を次のように年2回にまとめて納付する、納期の特例の制度が設けられています（法216）。

源泉所得税等の区分	納付期限
1月から6月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税等の額	7月10日
7月から12月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税等の額	翌年1月20日

この納期の特例の適用を受けるためには、所轄税務署長に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出してその承認を受けることが必要です（法217）。この承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日までに税務署長から承認又は却下の通知がない場合には、その申請をした月の翌月末日において承認があったものとされ、その申請をした月の翌月に支払った所得（翌々月の納付分）からこの特例が適用されます（法216、217⑤）。

なお、この納期の特例の適用を受けるための申請書は、いつでも提出することができます。

（注）1 納期の特例の対象は、次に掲げるものに限られ

ます（法216）。

- (1) 給与及び退職手当（非居住者に支払ったこれらのものを含みます。）について源泉徴収をした所得税等
- (2) 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士等に支払った所得税法第204条第1項第2号に掲げる報酬・料金について源泉徴収をした所得税等

2 申請書の用紙は、税務署に用意してあるほか、国税庁ホームページにも掲載されています。

(3) 納付の手続

源泉徴収をした給与所得に対する所得税等は、「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）（一般用及び納期特例用）」（略号^㉞）を添えて最寄りの金融機関や所轄の税務署の窓口で納付します（法220、規80、通則法34①、復興財確法28⑤）。

また、e-Tax を利用して納付することもできます。

5 誤納額の還付

源泉徴収義務者が源泉所得税等として正当税額を超えて納付した場合には、正当税額と納付税額との差額は、その納付の日に生じた過誤納金として、納税地の所轄税務署長から源泉徴収義務者に還付されることになっています。

この場合、源泉徴収義務者がその過誤納金の還付を受けるには「源泉所得税の誤納額還付請求書」を納税地の所轄税務署長に提出する建前となっていますが、

その過誤納金が給与所得から徴収する所得税について生じたものであるときは、還付請求書を提出して還付を受けることに代え、「源泉所得税の誤納額充当届出書」を提出して、その事務所等で以後納付することになる給与に対する税額のうちから控除する方法により還付する便法が認められています（基通181～223共-6）。

6 不納付加算税、延滞税

源泉徴収義務者が、源泉所得税等を法定納期限までに納付しなかった場合には、本税のほかに次の不納付加算税等及び延滞税が賦課されます。

(1) 不納付加算税（通法67）

納付税額×10%（又は5%）

= 不納付加算税の額（5,000円未満不徴収）

法定納期限後に自主的に納付した場合において、調査があったことにより納税告知があるべきことを予知してされたものでないときは、5%に軽減されます。

ただし、法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合には、課税されません。

(2) 重加算税（通法68③）

納付税額×35%

= 重加算税の額（5,000円未満不徴収）

納税者が、事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき源泉所得税等を法定納期限までに納付しなかったときは、不納付加算税に代え、本税の35%相当額の重加算税が賦課されます。

図1-6 (p.44)

参考1 (p.27)

図1-8 (p.46)

図1-9 (p.47)

図1-7 (p.45)

参考2 (p.39)

参考1 (p.32)

図1-10 (p.48)

図1-11 (p.48)

(3) 延滞税 (通法60)

未納税額 (本税の額) × 期間 (日数) × 年利2.6%
(2か月経過後8.9%)

= 延滞税の額 (1,000円未満不徴収)

(注1) 本税の額に10,000円未満の端数があるとき、
又はその税額の全額が10,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てます。

2 「期間」は、法定納期内の翌日から納付する日までの日数です。

3 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税は、次のとおりです (措法94、平25改正法附則90)。

① 2か月以内……特例基準割合に年1%を加算した割合 (加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合)とされ、平成30年1月から令和元年12月31日までの期間は、年2.6%とされています。

② 2か月経過後……特例基準割合に年7.3%を加算した割合とされ、平成30年1月1日から令和元年12月31日までの期間は、年8.9%とされています。

※ 「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除したものを基に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

7 源泉徴収票の提出

(1) 給与所得の源泉徴収票

図1-12 (p.50)

図1-13 (p.51)

① 給与所得の源泉徴収票の提出

居住者に対して給与の支払をする者は、年末調整終了後に各受給者について、その年の1月から12月までの間に支払の確定した給与の金額や源泉徴収税額などを記載した「給与所得の源泉徴収票」を2部作成し、そのうち1部を合計票に添付して翌年1月31日まで (年途中で退職した受給者については、退職後1か月以内) に税務署長に提出し、他の1部を受給者に交付しなければなりません (法226①、規93①)。

なお、年途中で退職した受給者の源泉徴収票については、その他の受給者分と併せて退職の年の翌年1月31日までに税務署長に提出することとして差し支えありません。

また、給与の支払をする者が税務署長に提出する「給与所得の源泉徴収票」には、受給者、控除対象配偶者 (年末調整の適用を受けていない者については、源泉控除対象配偶者)、特別控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び給与の支払をする者の個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

ただし、受給者に交付する「給与所得の源泉徴収票」については、受給者等の個人番号又は法人番号を記載しないこととされています。

(注) 源泉徴収票及び支払調書は、書面による提出のほかe-Taxによる提出や光ディスク等による提出もできます。

なお、平成26年1月1日以後、源泉徴収票や支払調書を提出する場合において、その種類ごとに、その年の前々年に提出すべきであった源泉徴